

高島市環境センターにおけるばいじん（飛灰）の  
ダイオキシン類濃度に係る基準超過事案について

1 高島市第三者調査委員会の最終報告書概要

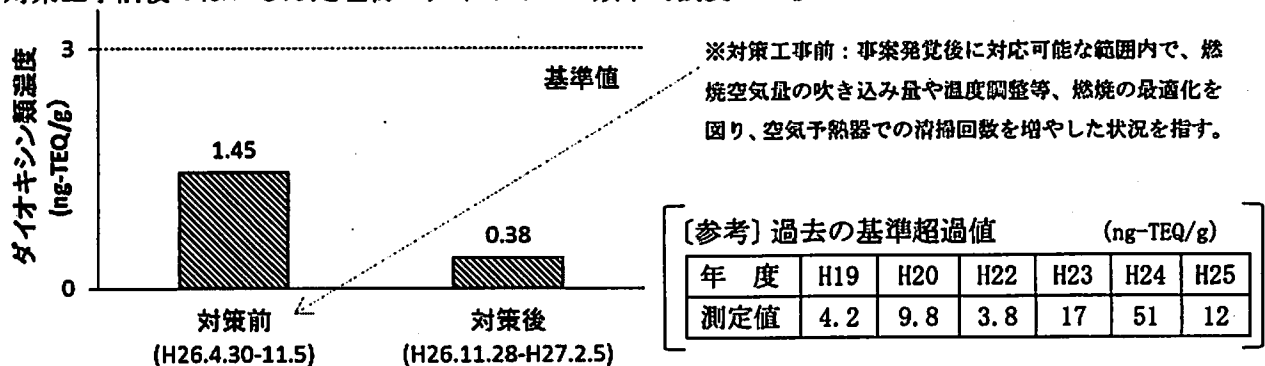
2月20日(金)、高島市において「第8回第三者調査委員会」が開催され、最終報告書を高島市長に提出した。その概要は、次のとおり。

(1) 是正措置・再発防止策

① 技術面（※主なもの）

項目	実施内容
連続運転の長期化	・専門技術員による技術指導の実施、運転管理マニュアルの整備 ・維持管理計画に定める点検の実施
ごみの安定供給	・給じん装置内部に案内板（※ガス化炉へのごみの投入量を調整する傾斜板）を設置
不安定燃焼の解消	・空気量を適正供給するため、レーザーO <sub>2</sub> 計等の機器を設置
空気予熱器における堆積ダスト解消	・空気予熱器内部清掃実施の徹底 ・エアブラスター（※固定式の圧縮空気による自動洗浄装置）の設置およびストロー（※可動式の「」）頻度の増加
空気予熱器伝熱管の温度低減	・空気予熱器の通過空気量を増加させて伝熱管温度を低減

<対策工事前後のばいじん処理物のダイオキシン類平均濃度の比較>



② 組織体制面（※主なもの）

項目	実施内容
組織のあり方	・組織内連携強化のため「環境センター対策室」を設置 ・管理運営計画を策定して主要業務等を体系的に再整理し、職員の役割を明文化
職員のコンプライアンス意識	・「高島市コンプライアンス推進指針」を策定
運転管理マニュアルの遵守徹底	・運転管理・事故対応マニュアルを整備し、職員に遵守を徹底
専門技術者の常駐	・プラントメーカー関連企業から派遣された専門技術員3名を常駐
外部委員会設置、リスク管理	・「高島市環境センター管理運営委員会」を設置

(2) まとめ（※抜粋）

「高島市において実施された是正措置および再発防止策の実施状況、効果について確認したところ、(中略)第三者調査委員会の提言（※H26.9.22中間報告書）に対し適切に対応され、その効果が認められた。(中略)

今後も適正な管理・運営を継続することにより、ばいじん中のダイオキシン類濃度が基準値を超過することはないと考えられる。」

## 2 大阪湾フェニックスセンターにおける搬入停止解除手続等の概要

大阪湾フェニックスセンターが設置した外部有識者で構成する「廃棄物受入に関する検討委員会」（平成26年7月31日から12月19日にかけて4回開催）において検討された事項のうち、搬入停止解除に係る手続等は次のとおり。

### (1) 搬入停止解除のための測定頻度・測定期間（解除要件）

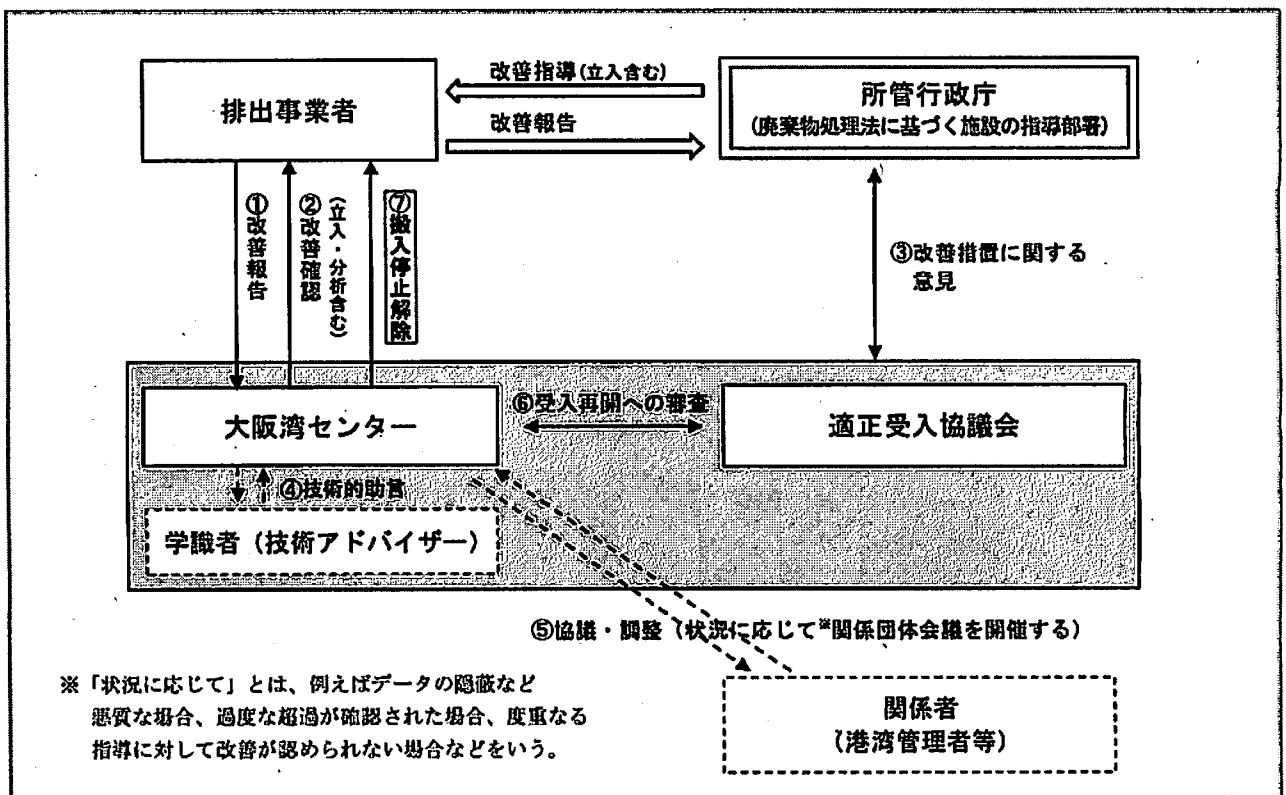
#### ① 測定の目的

改善措置を講じたことにより廃棄物が適正に処理され、安定的に基準値を下回ることを確認。

#### ② 測定頻度・測定期間

- ・事業者により原因究明と改善対策が講じられたのち、原則として1週間ごとに1カ月以上事業者自らが測定した結果、すべて受入基準値以下であることを搬入再開の要件とする。
- ・施設改造が必要なダイオキシン類濃度超過など社会的影響が大きな事案は3カ月の測定とする。（※本事案はこれに該当）

### (2) 搬入停止解除手続（※関係部分を抜粋）



#### [説明]

- ① 排出事業者（※高島市）は、改善が終了しその旨を所管行政庁（※滋賀県）に報告したときは、大阪湾フェニックスセンター（以下「センター」）に対して改善報告を行う。
- ② センターは、改善の報告を受けた場合、速やかに立入調査等により改善の確認を行う。
- ③ センターは、所管行政庁（※滋賀県）に対して改善措置に関する意見を求める。
- ④ センターは、改善の内容について、必要に応じて学識者（技術アドバイザー）の助言を求める。
- ⑤ センターは、必要に応じて関係者（港湾管理者等）と協議・調整を行う。また状況に応じて関係団体会議を開催する。（※本事案の場合、関係団体会議が開催される。）
- ⑥ 適正受入協議会は、受入再開について審査を行う。
- ⑦ センターは、搬入停止の解除について総合的に判断し、搬入停止の解除の手続きを行う。

### 3 県の対応

#### (1) 一般廃棄物焼却処理連絡協議会の設置

1月30日(金)、廃棄物の適正処理および施設の適正管理をより推進する仕組として「一般廃棄物焼却処理連絡協議会」を設置。

##### 一般廃棄物焼却処理連絡協議会の概要

- (1) 構成 一般廃棄物焼却施設を設置する市・一部事務組合および県
- (2) 役割 ①施設の適正管理に関する情報収集および情報交換(未然防止策)  
②緊急時(事故や検査結果で基準超過が判明した場合等)の対応に係る情報共有、意見交換および広域調整
- (3) 県の支援 ①基準値超過の恐れまたは基準値超過時の県によるクロスチェック  
②緊急時における焼却処理の代替措置の仲介や事前協議に対する必要な広域調整等

#### (2) 今後の対応

##### ① 高島市に対する指導監督関係

ア 昨年6月に実施した高島市環境センターに対する立入検査に係る指摘事項について、高島市の第三者調査委員会の報告および対策工事後の効果検証を踏まえた最終報告書の提出を受ける。

イ アの最終報告書の確認のため、高島市環境センターに対する第3回立入検査を実施し、技術面および組織体制面から実施された是正措置および再発防止策の実施状況、その効果確認を行う。

##### 〔参考〕高島市環境センターに対する立入検査の実施状況等経過

平成26年

6月23日・24日	立入検査実施、現地講評
7月1日	立入検査結果(指摘事項)を高島市に文書通知
8月25日	高島市から立入検査結果通知に対する中間報告
11月13日	第2回立入検査実施、対策工事の進捗状況等を確認

##### ② 大阪湾フェニックスセンターにおける搬入停止解除手続等関係

ア 高島市が本県および大阪湾フェニックスセンターに提出する改善報告書(2(2)①)について、上記(1)の高島市からの最終報告書および第3回立入検査結果に基づき県としての検証・確認を行った上、以下の機会に関係者に説明を行う。

(ア)大阪湾フェニックスセンターへの所管行政庁としての改善措置に関する意見提出(2(2)

③)

(イ)関係団体会議での協議・調整(2(2)⑤)

(ウ)適正受入協議会での審査(2(2)⑥)

イ 本県の高島市に対する指導監督状況、県域での対応状況および高島市における改善措置への取組状況等について、これまでどおり高島市とともに大阪湾フェニックスセンターおよび受入先関係地方公共団体に説明を重ねていく。